

別表2（第15条第1項関係）

1 理事長専決事項

- (1) 重要な職員を除く職員の任免に関する事。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約事務に関するもののうち次のもの。
  - ア 予定価格が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造請負契約事務
  - イ 予定価格が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約事務
- (6) 建設工事請負や物品納入等の契約締結に関するもののうち次のもの。
  - ア 予定価格が1件100万円を超え250万円以下の工事又は製造請負契約締結
  - イ 予定価格が1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約締結
- (7) 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関する事。ただし、軽微なものに限る。
- (8) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出で、予算に計上されていない1件160万円以下のもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (9) 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。）のうち、損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価額が1件300万未満のもの処分に関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (10) 予算の流用に関する事
- (11) 予算上の予備費の支出
- (12) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (13) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- (14) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (15) 評議員、役員、評議員選任・解任委員会委員、第三者委員、施設長及び職員の旅命命令及び復命に関する事。
- (16) 重要な職員及び職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。
- (17) 継続雇用に係る嘱託職員及び臨時職員の任免に関する事。
- (18) 職員の昇給・昇格に関する事。
- (19) 各種証明書の交付に関する事。

- (20) 軽微な諸規程の改正に関する事。
- (21) その他法人及び施設運営に重大な影響を及ぼさない法人の日常活動上必要な業務に関する事

## 2 理事長専決権の施設長及び管理者の受任

- (1) 所属職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (2) 建設工事請負や物品納入等の契約事務に関するもののうち次のもの。
  - ア 予定価格が1件100万円以下の工事又は製造請負契約事務
  - イ 予定価格が1件100万円以下の食料品・物品等の買入に係る契約事務
- (3) 建設工事請負や物品納入等の契約締結に関するもののうち次のもの。
  - ア 予定価格が1件100万円以下の工事又は製造請負契約締結
  - イ 予定価格が1件100万円以下の食料品・物品等の買入に係る契約締結
- (4) 予算に定めた小区分の金額の流用に関する事。
- (5) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (6) 入所者の預り金の日常の管理に関する事。
- (7) 所属職員の旅行命令及び復命に関する事。
- (8) 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事。
- (9) 臨時職員の任免に関する事。
- (10) 各種証明書の交付（定例又は軽微な事項に限る。）に関する事。
- (11) その他法人及び施設運営に重大な影響を及ぼさない法人の日常活動上必要な業務のうち、所掌事務に属する定例又は軽微な事項に関する事。